

# 小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に 向けた取組について

## ～ 目次 ～

- 1 第6回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた  
取組に関する意見交換会について
  - (1) 来場者数の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
  - (2) 説明内容の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
  - (3) 地域の皆さまから出された  
ご質問・ご意見と回答の報告・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 2 第2回帰還意向調査の回収等の状況について・・・・・・・・ 10 ページ

未来へと つながれ  
ひろがれ 富岡町



# 1 第6回小良ヶ浜地区・深谷地区の再生に向けた取組に関する意見交換会について



1/18 (土) いわき会場



1/19 (日) 郡山会場



1/20 (月) 富岡会場

# (1) 来場者数の報告



| 開催日         | 会場                                 | 開会時刻～<br>閉会時刻 | 小良ヶ浜<br>地 区 | 深 地<br>谷 区 | その他 | 計          |
|-------------|------------------------------------|---------------|-------------|------------|-----|------------|
| 1/18<br>(土) | <b>【いわき会場】</b><br>いわき地区<br>多目的集会施設 | 10:00～11:03   | 11人         | 12人        | 1人  | 24人        |
| 1/19<br>(日) | <b>【郡山会場】</b><br>ビッグパレット<br>ふくしま   | 10:00～11:28   | 11人         | 6人         | 1人  | 18人        |
| 1/20<br>(月) | <b>【富岡会場】</b><br>富岡町役場             | 10:00～11:33   | 6人          | 6人         | 3人  | 15人        |
| 合計 (のべ人数)   |                                    |               | 28人         | 24人        | 5人  | <u>57人</u> |

### (1)両地区内における除染の進捗及び今後の予定について【環境省】

- 除染・解体工事の状況
- 仮置場の状況

### (2)第2回帰還意向調査について【企画課、内閣府】

- 第2回帰還意向調査の趣旨・目的
  - ・特定帰還居住区域制度は、帰還意向のある皆さまの生活圏を区域に設定して除染や建物解体、インフラ復旧整備を行い、帰還・居住に向けた取組を進めるもの
  - ・町は、特定帰還居住区域制度の対象外となっている帰還意向のある皆さまの生活圏以外の土地や建物、事業用地などの「政府としての残された課題」について、地元の意向を十分に踏まえた方針を速やかに示すことを継続して強く要望中
  - ・並行して、現在の制度での避難指示解除の根幹である除染や建物解体の対象となる特定帰還居住区域の追加にも取り組むため、このたび、内閣府との合同で第2回帰還意向調査を実施
- 調査対象
  - ・第1回帰還意向調査で「帰還意向あり」と回答しなかった世帯
- 調査期間
  - ・令和6年12月25日（水）発送開始、令和7年2月28日まで

### (3)その他

- ①一時立入り等に伴う移動費用に係る賠償について【住民課】
- ②消防屯所整備の協議状況について【生活環境課】

## 特定帰還居住区域の設定

①特定帰還居住区域に設定されていない箇所がある理由は。

→**内**特定帰還居住区域制度は、帰還を希望する方の周辺を生活圏として区域に設定し、避難指示解除に向けた除染などの取組を進めるものです。特定帰還居住区域に設定されていない箇所があるのは、現時点で帰還を希望する住民の方がいないためです。今後、帰還意向のある方がいらっしゃれば区域に追加いたします。

②特定帰還居住区域に設定されない箇所があることで、帰還希望者の帰還の足かせになるのでは。

→**内**特定帰還居住区域だけではなく当該区域の周辺を含めて除染し、帰還希望者が帰還できるよう対応いたします。また、現在当該区域に設定されていない箇所について、帰還意向のある方がいらっしゃれば当該区域に設定して除染などを実施し安心して帰還できるよう取り組んでまいります。

→**町**この計画を作成した町の立場からお答えいたします。**町は早期の町内全域の避難指示解除を目指しておりますので、この区域設定で十分であるとは思っておりません。**今の制度上で避難指示解除の根幹である除染や建物解体の対象となる特定帰還居住区域を広げるために第2回帰還意向調査を実施しており、**当該区域に設定できていない箇所の方に帰還意向があれば当該区域に設定することができます。**また、帰還を希望する方々の生活圏以外や事業用地などの**特定帰還居住区域制度以外については、国が「政府としての残された課題として検討する」としている**ので、**早期に地元の意向を踏まえた具体方針を示すよう求め続けてまいります。**

③原子力災害は住民の責任ではない。帰還意向により除染範囲を決める制度はおかしいだろう。

→**町**これまで5回開催した意見交換会でも同様の声をいただいております、町も全く同じ想いですが、早期の帰還を希望される方もおりますので、町が特定帰還居住区域制度に基づく計画を作成し国の認定を受けました。**この制度を活用して避難指示を解除する範囲を少しでも追加するために帰還意向調査のご協力をお願いしているところ**です。並行して、**国が「政府としての残された課題を検討する」としていることについて、早期に地元の意向を踏まえた具体方針を示すことを求める要望を続けてまいります。**

→**内**今回の第2回帰還意向調査は、2020年代をかけて帰還意向のある方が早期に帰れるよう、ご自宅やその周辺を生活圏として特定帰還居住区域に設定するための根拠にするためにご協力をお願いしており、**内閣府としても少しでも区域を広げていきたいと考えております。**その上で、**特定帰還居住区域の対象とならない箇所について、国として将来的な全域避難指示解除をめざした対応策の検討を進めてまいります。**

④小良ヶ浜地区の特定帰還居住区域の対象外に震災前に養豚事業を営んでいた施設があり、残置されている設備が痛み屋根や壁などが風で飛ばされていると耳にした。事業者の資産なので強い指摘は難しいと思うが、当該企業の会社としての考え方を確認しているか。

→町は、当該事業者の敷地も含めた町内全域の早期の避難指示解除を目指しておりますので、現在の区域設定で十分とは思っておりません。特定帰還居住区域の制度では、事業用地を対象としておらず国が「政府としての残された課題を検討する」としていることについて、早期に地元の意向を踏まえた具体方針の明示を催促していく考えです。あわせまして、帰還を希望する方々の安全安心を確保する観点での特定帰還居住区域としての追加を国と協議いたします。また、当該事業者との話し合いの場についても、町が積極的に調整いたします。

⑤同じ富岡町民なのだから、これまで避難指示が解除された区域と同様に除染をしてほしいだけ。「帰還する・帰還しない」は関係ない。ふるさとを大切に想う気持ちは誰もが同じだ。14年が経過しようとするのに「スタートラインにも立てていない・ゼロにもなっていない」状態だ。特定帰還居住区域の制度に全く納得できない。

→内何度もご指摘をいただいている点であり、長い期間お待たせしていることをお詫び申し上げます。特定帰還居住区域の制度上どうしても全域を区域に設定することが難しいところですが、まずは帰還意向のある方が早期に帰還できるようスピーディーに取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。その上で、特定帰還居住区域に含まれていない箇所については、対応をしないということではなく将来的に全域の避難指示を解除することが政府としての方針であり、まずは特定帰還居住区域から進めていくという考えです。

⑥自分が当事者でないから、このような制度になるのだ。除染手付かずの箇所があるのは絶対にダメだ。

→環町から国に対して「集落内の全域除染による全域避難指示解除」の要望を再三にわたり受けており、地元の気持ちは承知しております。環境省としましては「現在の制度でできる除染を早く進めていく」というお答えとなりますが、内閣府をはじめとする関係省庁におきましても、町からの要望を受け止め、政府としてしっかりと対応していきたいと考えております。

→町も地域の皆さまと全く同じ想いです。避難指示が解除されてようやくスタートラインに立てると考えており、早期の町内全域の避難指示解除に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

- ⑦自分は帰還を希望しているので自宅は特定帰還居住区域に設定されているが、自宅近くに区域に設定されていない箇所がある。自宅付近に未除染の場所があると、自宅の避難指示が解除されても帰ることはできないだろう。
- 環**特定帰還居住区域の避難指示解除に向けましては、特定復興再生拠点区域のときと同じように、**外縁部分として当該区域の外側周辺部の原則20メートルも除染**いたします。なお、20メートルにあたる部分が宅地や農地の場合は20メートルに含まれる一筆が除染の範囲となります。
- 内**特定帰還居住区域の放射線量を可能な限り低減させる観点から、当該区域の外縁部分についても除染をすることになります。ただし、実際の除染手法につきましては、現場の状況に応じて対応することになります。
- 町**町はこれまで解除した区域同様の除染を国に強く申し入れております。特定帰還居住区域制度が十分な制度ではないと思っておりますが、少しでも早く帰還したい方がおりますので計画を策定して国の認定を受けました。「1ミリでも広い区域設定」と「1日も早い全域の避難指示解除」に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

## 除染・建物解体・仮置場

- ①除染や建物解体の進捗として、「予定通りなのか」・「進んでいるのか」・「遅れているのか」を聞きたい。
- 環**特定帰還居住区域の除染及び建物解体は、特定復興再生拠点区域の点拠点・線拠点外縁除染にあたる部分と、それ以外の部分が混在しておりますが、**全体としては約3割の進捗**となっています。政府として「2020年代をかけて帰還を希望する方々が帰還できるように取り組みます」としているもののそこまでお待たせするつもりはなく、可能な限り早く帰還いただけるよう、除染等の工事を早く進めております。
- 内**除染及び建物解体に関する進捗状況や今後の予定の「見える化」のご指摘と捉えました。令和6年9月に点・線拠点外縁以外の部分に着手しましたが、そこからの期間が短いこともあり明確にお答えすることが難しいことをご理解願います。また、建物解体は申請に基づくものであることや第2回帰還意向調査の実施中であることから分母の捉え方が難しく、進捗を数字でお示しすることが困難なことも重ねてご理解をお願いいたします。
- 町**町が国から受けた報告によりますと、環境省が発注した工事に対する進捗としてはかなり厳しい状況となっております。また、当地区は町内の他の地区に比べて放射線量率が高いため、フォローアップ除染の必要性も高まるものと考えております。**除染等の進捗としては厳しいと認識しておりますが、可能な限りの早期の避難指示解除に向け、町としても精一杯努めてまいります。**
- ②今年度の工事数量が「除染20ヘクタール・建物解体50件」と報道されていたが、明らかに間に合わないだろう。事情により遅れることはやむを得ないとしても、そのようなことを丁寧に説明すべきではないか。地域住民としては、安全・安心の根幹である除染や建物解体の進捗及び見通しが最も知りたいことだ。
- 環**当初の想定と比較した遅れ具合をお示しすることは難しいですが、遅れが生じているのは事実です。なるべく早く帰還をいただけるよう、現在の工事や来年度発注予定工事において除染・建物解体を進めてまいります。

③除染、建物解体、仮置場の今後の予定を具体的に示してもらいたい。今日の意見交換会に出席できなかった方にこの資料を見せても、よく分からないだろう。

→**環**工事施工体制の構築、除染の同意取得、建物解体の申請受付、現地立会いなど、個別調整を伴うものは具体的な日時を定めることが難しく、その結果として除染により発生する廃棄物の仮置場の返地計画を示すことが難しい状況です。避難指示解除に向けての除染や建物解体の進捗状況を踏まえながら、町と相談し、**なるべく早く仮置場の返地時期を地域の皆さまにお示しできるよう、努めてまいります。**

→**内**皆さまにお願いしている第2回帰還意向調査の結果を踏まえて特定帰還居住区域の拡大や計画の変更を想定しており、2029（令和11）年末をひとつの目安にしながら**少しでも早い避難指示解除につながるよう、環境省含め関係省庁や関係機関と調整**して進めております。除染等に限らずインフラ復旧整備も必要となりますので、復興庁とも連携の上でしっかりと対応してまいります。**町や地域の要望を真摯に受け止め、政府としての取組を進めてまいります。**

→**町**説明資料について、**なるべく分かりやすく、かつ具体的な記載**となるよう、内閣府、復興庁、環境省等との調整を図ってまいります。

④建物解体は敷地除染の後の実施なのか。

→**環**建物解体後に敷地除染をすることが**基本的な**施工方法となります。ただし、作業員の放射線量制限の観点から、住民の方への個別相談の上でご理解をいただいた場合に、一部敷地除染を先行して行うこともあります。

⑤線拠点外縁以外の除染や建物解体の状況を主要道路から確認することができない。高齢者や遠方で避難生活をしている者は現地確認に来ることが難しいが、地権者に対する説明はリアルタイムに行っているのか。

→**環**リアルタイムとまではいきませんが、**三者立会いのときに工事進捗状況にあわせた現地確認のご希望をお聞きしております。**また、全体的な進捗状況については、町や町議会に対して定期的に報告しております。

## その他

- ①一時立入りに伴う賠償について、紙面に「被ばく状況により31回以上を認める」と書いてあるにもかかわらず東京電力から「30回までしか請求できない」と言われたことが納得できない。賠償センターに相談しても「分かりません」の回答ばかりに加えて折り返しの連絡もない。どうなっているのか。
- 町町から東京電力に対して、納得いただけるよう説明することを再三にわたり申し入れておりますが、ご指摘を受け改めて強く求めます。
- 内東京電力とやりとりをしておりますので、ご指摘を踏まえ、本件をきちんと伝えます。
- ②一時立入りに伴う賠償について、車両通行証のコピー添付が求められることになったことも周知すべきだろう。
- 町町そのようなご相談がありますので、今後の賠償に関するお知らせをする際に追加して周知いたします。
- ③帰還意向調査は必要なことと理解しているが、加えて土地活用に関するニーズ調査をしてもらえないか。先に避難指示が解除された土地は利活用が可能だが我々は待たされていて逸失利益が生じているのだから、調査くらいはしてもらえないだろうか。
- 町町帰還困難区域の土地利活用の制度について申し上げます。特定帰還居住区域においては全ての事業の申請が可能、当該区域以外においては復旧・復興に不可欠な事業に限定して申請が可能となっており、加えて、無用な被ばくや放射線量拡散を防止する観点から未除染箇所の土地利活用は認めないという町独自の基準を設けております。これらを踏まえまして、具体的な土地利用のご相談については個別に対応させていただきます。なお、土地利活用の意向調査につきましては、国との協議において検討いたします。



## 2 第2回帰還意向調査の回収等の状況について

- (1) 対象：第1回帰還意向調査で「帰還希望あり」と回答しなかった世帯
- (2) 期間：令和6年12月25日発送開始・令和7年2月28日まで
- (3) 現在の状況（令和7年2月10日時点）

|          |           |       |                                                                        |
|----------|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------|
| 発送部数     |           | 202部  |                                                                        |
| 世帯数（A）   |           | 151世帯 |                                                                        |
| 返送世帯数（B） |           | 37世帯  | 回収率24.5 <sup>パーセント</sup> （B/A）                                         |
| 回答       | 帰還希望あり（C） | 6世帯   | 回答者のうち16.2 <sup>パーセント</sup> （C/B）<br>全世帯のうち 3.9 <sup>パーセント</sup> （C/A） |
|          | 帰還希望なし（D） | 26世帯  | 回答者のうち70.3 <sup>パーセント</sup> （D/B）<br>全世帯のうち17.2 <sup>パーセント</sup> （D/A） |
|          | 保留（E）     | 5世帯   | 回答者のうち13.5 <sup>パーセント</sup> （E/B）<br>全世帯のうち 3.3 <sup>パーセント</sup> （E/A） |



～MEMO～

